



姫路藩における版籍奉還への政治過程：〈本領安堵・家名存続〉論の延長としての版籍奉還建白

前田，結城

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 5:68-87

(Issue Date)

2013-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005403>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005403>



姫路藩における版籍奉還への政治過程

——〈本領安堵・家名存続〉論の延長としての版籍奉還建白——

前田 結城

はじめに

幕末維新期の姫路藩の政治史については、近年『姫路市史』^①や藤原龍雄氏^②によつて、きわめて精度の高い実証的成果が生み出されている。本稿は、これらの成果に学びつつ、なおも考察を深める必要があると考えていることについて論述しようとするものである。今回はとくに一八六八年（慶応四）一月姫路城開城から翌六九年（明治二）六月の版籍奉還にいたる姫路藩の政治過程について、新出の「伊奈平八文書」^③などの史料を用いて検討する。

右に挙げた先行研究のうち、正確な史料実証のうえに、随所で独自の見解を打ち出されているのが藤原前掲書である。同書

は、六八年一月姫路城開城から同年一〇月藩治職制のころまでの姫路藩の政治体制再建過程をあつかっている。同書の内容については以前に詳しく検討したことがあるので、^④そこで述べた論点を要約することをもつて本稿の課題の提示に代えたいと思う。

第一に、開城後の藩内対立をどう描くかという問題である。藤原氏は江戸の忠績・忠悃（ただしげ たたとし）（「江戸派」）を「封建道徳に殉じる『信念倫理』」、姫路国元を「王臣として現実的選択を取る『責任倫理』^⑤」と分類した。これはマックス・ヴェーバー『職業としての政治』の分類によつており、それとしてはたいへん興味深いものである。しかしながら、筆者は、対象を行動倫理によつて分類することは、それを歴史的に評価することとは異なつていふと考える。よつて、彼らの行動をあくまで歴史的文脈のなか

で位置づけ直すことを第一の課題としたい。

第二の点も藩内対立の評価と関わるが、「信念倫理」をとる派は「佐幕派」、「責任倫理」のそれは「勤王派」と随所で表現されていることである。むしろ、「佐幕派」や「勤王派」といった党派概念は氏に限らず一般的に使用されているし、維新当時においても新政府に臣従する行為・人びとを「勤王」と呼んでいたことは事実である。この点を重視するならば、藩論分裂後の姫路国元を「勤王派」、忠績・忠悃を「佐幕派」と呼ぶことはあながち誤りとはいえないだろう。

しかし、筆者は以下の理由により、「勤王」「佐幕」概念の使用には慎重でありたいと考えている。一つ目は、「勤王」の語は明治維新以後日本近代を通じて、自己正当化の「記号」として機能しており、これをそのまま歴史研究に用いることへの懸念である。^⑥それ以上に重要だと思うのは、二つ目に「勤王」の概念は姫路国元の政治行動の把握を、ある一定のレベルから深められなくするおそれがあるのではないか。例えば藤原氏は、すぐ後でふれる姫路藩版籍奉還建白に対して「郡県制を主張して天皇を中心とする中央集権国家の構想を主張した^⑦」という評価を与えている。たしかに「勤王派」ならば、「天皇を中心とする中央集権国家の構想」はスムーズに産出できるように思える。だが、日本の近代国家化をいちがいに中央集権化と規定することはできないという議論も他方で出されており、^⑧筆者はこ

れに賛成である。だとすれば、開城後の姫路藩は何を意図して版籍奉還を建白したのか。これを厳密に検討するためには、姫路藩国元Ⅱ「勤王派」という既成の認識枠組みを、いったん外してみる必要があると考える。

本稿はまず第一章において、以上の第一・第二の問題意識にもついで開城以後の姫路藩の歩みを再検討する。それをふまえて第三に、周知の姫路藩版籍奉還建白を位置づけ直したいと思う。一八六八年一月・二月におこなわれた姫路藩版籍奉還建白については、これまでにも原口清氏や松尾正人氏^{⑨⑩}による、当該期の政治史に関する重要な諸論考のなかで言及されてきた。とくに原口氏の研究は通史的な観点から当該事例をとらえているが、その評価の要諦は、「天皇の権威を背景にして藩内の統制を強化し、藩体制の再建をはか^⑪」った、というものである。こうした評価について、なおも深めうる点があるとすれば、版籍奉還は藩体制の主従制的・封建的性格を形骸化させるものであり、これは一見文字どおりの「藩体制の再建」とは矛盾しているが、いったいこの矛盾は当事者にとつてどのような論理整合化されていたのか、といったところであろう。このように考えたとき、建白をより提出者の立場からとらえ直すことが必要となるが、藤原前掲書の本格的な実証部分は版籍奉還建白以前の六八年一〇月までであり、前掲『姫路市史』^⑫は、建白に関する説明が、それ以前の姫路藩の事実経過に関する叙述か

ら話題を変える形で挿入されている。¹²⁾したがって第二章では、姫路城開城以後の姫路藩の政治的事実経過と版籍奉還建白を関連づけつつ、①藩内における建白活動の主体、②建白そのものの内容の再検討、③建白をめぐる姫路藩の本質的な意図、以上の考察をおこなうことにより、上記の問いに答えていきたいと考える。

なお、史料引用にあたっては、旧字体を新字体に直し、適宜読点を付した。傍線・傍点・傍注の類はとくに断らない限り筆者による。

一 藩論の分裂と国元新体制の成立¹³⁾

(一)〈本領安堵・家名存続〉論と〈所領返上・徳川家臣従〉論との相克

一八六八年(慶応四)一月一七日、「朝敵」姫路藩は新政府軍(備前藩兵)に降伏(姫路城開城)した。姫路藩が「朝敵」扱いを受けたのは、藩主であり老中上座であった酒井忠惇(慶応三年二月晦日任命)が、鳥羽伏見戦争敗戦直後の同月六日夜、最後の將軍徳川慶喜とともに大坂より海路江戸へ逃走したためである。これにより姫路藩は、新政府が作成した「罪案」において、第一等慶喜、第二等会津・桑名に続く第三等の罪を着せられることになり、追討の対象となった。¹⁴⁾

開城そのものは特段の戦闘行為もなく済んだが、城および城下の政府軍による占領状態はなおも続き、国元では酒井家による姫路藩領統治の回復のための歎願工作が繰り広げられることになった。だが、こうした国元の歎願工作とは裏腹に、江戸では隠居の忠績(閑亭)と忠惇によつて徳川家への臣従が願い出された。ここに国元と江戸の藩内対立が生じることになった。¹⁵⁾

対立する「派」(人間集団)をくまなく析出することは史料的に難しいが、いかなる「論」で対立していたかについては、明らかにすることが可能である。まず、国元の論理を確認したい。

謹慎中別テ奉恐入候得共心事難黙止伏テ奉歎願候、当正月大坂表変動(徳川慶喜の海路江戸逃亡)之節、主人忠惇義実ニ不得止場合トハ乍申反逆ニ党与之筋ニ相運、遂ニ蒙天譴御征伐之師御差向ニ相成候処、^{a)}家中之者共ヨリ奉拒王師候所存は毛頭無御坐、且主人ヨリ兼テ之申付モ有之、旁以速ニ開城降伏、砲器不殘御預申上、一統田野ニ引退相慎罷在候処、四条御惣督様御下向ニ付情実奉歎願候処、御毛憐之上御聞届被成下、一統城内江令寄宿、一涯奮勵鍊磨為天朝於抽忠勤顕実効は可被処寛典御沙汰ニ付、何レモ深奉感佩謹慎罷在候義ニ御坐候、此後如何様蒙嚴譴候共無是非次第ニは御坐候得共、^{b)}何卒闔藩之情実御仁察被成下天威御一霽家名存続領民安堵被成下、於主人忠惇身上以御仁慈御寛

大之御処置被成下度泣血奉懇願候、誠惶謹言

慶応戊辰年三月廿一日

重臣連名

岩下佐次右衛門殿¹⁶

傍線部 a は、中国四国追討総督四条隆調への降伏が先日認められたことを受けて、今後「天朝のため忠勤を抽んずる」意志を表明した箇所である。「勤王」的態度の表明といえよう。一方、傍線部 b は「家名存続」と「領民安堵」を懇願している部分である。b の願いが通ったとしたら、以後も姫路藩領は酒井家家臣団によって統治が続けられることになる。仮に願いが通らなければ、新政府の直轄領として接収される可能性がある。この歎願書の主眼は、果たして a・b どちらに置かれているのだろうか。まず新政府への従属（勤王）ありきで、その次に所領安堵・家名存続、なのだろうか。表面上の手続きは、その順番となるであろうが、姫路藩の第一義的な目標は b であり、その達成の必要条件としての a、と考えるのが自然ではなからうか。あえて極論をいえば、「勤王」行為は仮に姫路藩領が新政府直轄領になったとしても実行可能である。ここに明らかとなった国元の行動論理を、以下本稿では〈本領安堵・家名存続〉論と呼称する¹⁸。

他方、江戸の忠績・忠悖はいかなる論理を掲げたのか。

謹而奉哀訴候、今般主人慶喜恭順謹慎無二念之段達叡聞、且祖先以来治世之遺勲を被思召、家名相統被仰出、誠二難

有叡慮之程奉感佩服候、同氏忠悖儀主家輔翼之道行届不申候より、遂に徳川累代朝廷恭敬之意も貫徹不仕次第二相運、実悲歎謹慎之至奉存候、依之嚴敷謹慎為仕、奉待御嚴罰候、忌憚に触れ候儀二而奉恐入候得共、広く言語を被為聞候付奉申上度、私家一筋之儀元來徳川家臣僕二而、主家奉蒙御奉仕候より、随而過分之爵秩を辱し候儀二付、天恩之莫大なるハ世々子孫不奉忘候得共、徳川家衰運之今日ニ至り、累世之恩義を不顧、主家与並列比肩候様二而者、君父を輕蔑する之筋ニ相当り、御謹責をも可奉蒙、縦令寛宥之聖慮を以て御咎者免れ候とも、又封典之御制度ニ御座候上ニ而者誠二難忍事ニ御座候、殊ニ封典之御制度ニ御座候上ハ、各藩陪臣之分も是迄之通ニ可有之奉存候ニ付、私共家筋二而ハ徳川家ニ随從仕、奉報御国恩度志願ニ御座候、又領地之儀ハ忠悖奉蒙天譴、且此度御変革之折柄ニ付、被召上候儀ハ当然之御事ニ而、聊遺憾無御座候間、何卒前件申上候、下愚之至願御憐察之上御聞濟被成下候様奉願候、此上奉恐入候得共、儻し格別之皇愍を以是迄所領之士民共饑渴を免れ候ハ、難有仕合奉存候、抑王政御一新世道御匡濟之時ニ膺り、仮初も君臣之分義を忘却致し私利を營ミ候様二而者、則奉欺天朝儀ニ而、上ハ御失体ヲ釀し、下ハ賊臣之覬覦を生し可申哉と深く痛心憂慮ニ余り奉犯、天怒之罪不顧万死只管奉歎願候以上

五月

御隠居様

御名^⑩

酒井家の主家である徳川宗家は、王政復古、鳥羽伏見戦争を経て、客観的にみれば「大公儀」としての地位から陥落しており、一大大名勢力と化していた。ゆえに酒井家は「主家（徳川家）と並列比肩候様二」なってしまうた。これを忠績（「御隠居様」は「君父を軽蔑する之筋二相当」）^⑪と述べてたのである。随従を決意、所領も「被召上候儀は当然」^⑫と述べたのである。要するに、江戸の忠績、またそれに追従する忠惇は、酒井家の大名家としての格を捨てても徳川家に臣従する決意をここに表明したのである。以下このような忠績・忠惇の路線を〈所領返上・徳川家臣従〉論と呼ぶことにする。こうした〈所領返上・徳川家臣従〉論に対して、国元の〈本領安堵・家名存続〉論は徳川家とその譜代家臣酒井家との関係を絶つことを前提としていた。よって、この両論の対立は、姫路藩領を従来通り酒井家臣団によつて統治していくのか、それとも、酒井家を徳川家の一家僕として存続させていく代わりに所領とその統治を新政府に明け渡すのか、というものであったのであり、そこにはなんら妥協点が存在しなかったたのである。

結果として、忠績・忠惇父子は家老高須隼人らの説得にも関わらず国元の方針に最後まで従うことはなく、前掲の忠績歎願書を取り消す歎願書が新藩主酒井忠邦（支藩伊勢崎藩主の弟）

の名義で、新政府弁事役所に提出されることになった。^⑬

近世期において、徳川将軍家と雅楽頭酒井家の関係は、主君―譜代家臣の関係であった。そして忠績・忠惇はこの関係を重視した。しかし国元には藩主とその家臣との間における主君―家臣関係があり、日常的にはこの関係性のなかで酒井家臣は藩領統治に従事していたのであった。旧幕期にはこの二様の主君―家臣関係が上下貫通していることによつて、一譜代大名・姫路藩酒井家が成り立っていたのだが、姫路開城以降はこの二様の関係性が〈本領安堵・家名存続〉論と〈所領返上・徳川家臣従〉論という形で、突如拮抗しあう関係に転化したのである。

さて、事実上の本領安堵と家名存続が新政府より認められたのは、六八年五月二〇日ごろのことであった。新政府より藩主忠惇の蟄居が申し渡され、養子直之助（忠邦）の家督相続が許可されたことがその証しである。^⑭ただし、「忠績・忠惇」問題はこれですべて解消したわけではなく、以降も藩情不安の要因の一であり続けた。姫路藩にとつて、こうした藩情不安は自藩の「勤王」イメージに水を差しかねず、新政府との良好な関係をつくるうえでも大きな不安要素であった。この忠績・忠惇との「義絶」が酒井忠邦より新政府へ願ひ出されたのは翌六九年八月のこと。闔藩の人心統一のため、というのがその理由であった。^⑮新政府弁官ではこの義絶歎願への回答をめぐり「大議論」がなされたようだが、結果として許可となつたのは同年九月初

句であつた。⁽²⁴⁾つまり、姫路藩国元は、六八年五月二〇日以降も（本領安堵・家名存続）への阻害要因と相克しながら藩政の立て直しをおこなつていかざるをえなかつたのである。

（二）国元新体制の政治的特質

とはいえ、人事面での体制立て直しは六八年九月から一〇月藩治職制施行までの時期においてほとんど完了した。⁽²⁵⁾このことを指して、藤原前掲書では、「名実ともに勤王派の藩として生まれ変わ」⁽²⁶⁾つたと述べられている。

この姫路藩の新体制成立については、前節で明らかにしたことをふまえながら、以下の要点を押さえて理解する必要があると考える。

第一に、一八六四年（元治元）一二月「甲子の獄」以後、長期謹慎中であつた武井守正・近藤啓蔵（薫）・三間半二など「河合―有志結合」の藩政復帰である。この「河合―有志結合」は文久・元治期の京都において、幕閣譜代藩である自藩を当時の大勢に奉勅攘夷路線につなぎとめる役割を果たした政治集団である。⁽²⁷⁾とくに武井・三間は、幕末期よろしく、謹慎解除直後から探索活動を進めており（その場合は京都。次章一節で述べる）、彼らから国元の藩政要路へ、探索書が数通宛てられている。その一部、武井守正の探索書を左に示してみる。

（前略）上野二而姫路脱之者数人被討取候上、閑亭様（酒

井忠績）より歎願出候事とも相成り、何レも藩士二（東征軍として）出兵候而も、先右之事とも（他藩士より）被咄懸、甚以汗顔之次第、其上御同国之諸藩士甚不評と申触し、姫路ハ決而勤王ニ無之旨申由、又御地ニは旧幕府之旗下を数人隠し居候風聞、是は長薩ニ而も咄居候事ニ御座候、決而左様之儀ハ無之、虚説之甚しきニ御座候得とも、定而閑東上野之賊姫路屋敷ニ隠し居候と申説と混雜仕候事と奉存候、右等之説は極懇意いたし呉候因藩等より之談ニ而、容易ニハ不聞事ニ御座候、此頃ニ而ハ姫路之風聞を他ニ出探索仕候様之心地ニ而困入、何卒一日も早く御一藩勤王之聞之有様ニ仕度候（後略）⁽²⁸⁾

忠績歎願書の件が述べられていることからして、本探索書は五月中・下旬に作成されたと思われる。藩論の分裂状態が、藩外勢力に対して「姫路ハ決而勤王ニ無之」とのイメージをもたせることになっており、こうした状態を早く打開するよう、武井の立場から訴えている。このような文面をみる限り、武井らの探索活動は（本領安堵・家名存続）論にもとづく国元指導体制の立て直しと密接に関連していたことが想定しうる。

第二は、家老・年寄とともに政務評議に参加する大目付職の「大転役」⁽²⁹⁾があつたことである。この「大転役」にはつぎのような経緯がある。

姫路国元では、城下を占領していた薩摩藩（伊東仙太夫）に

対して贈答・酒肴の差出を試みていたが、ことごとく拒否されていた。⁽³⁰⁾ そのようななか、五月三日、姫路藩本多藏次郎と松崎良介が、薩摩軍監より名指しで面会を申し込まれた。⁽³¹⁾ 本多と松崎はともに一〇人扶持の下士。とりわけ本多は「甲子の獄」で蟄居処分を受けた経験をもっており、また面会の意志を本多に「伝言」した薩摩藩士重野安釋とは、昌平黌書生寮在籍時から旧知の仲であった。⁽³²⁾ そしてこの面会以降本多と松崎は外交掛として活動、同時期には先述のとおり武井・三間らが謹慎を解除され、五月一三日に「大転役」がおこなわれた。こうしてみると、大目付職の「大転役」や「河合―有志結合」、ないし「甲子の獄」での処分家臣の藩政復帰はすべて連動していることが疑われるのである。

ではここで、先ほど引用したものとは別の探索書をみてみよう。この史料からは、武井・三間と本多・松崎、および新任の大目付との連携関係をよく読み取ることができる。

以手紙啓上仕候（中略）然者先日来日々彼は探索仕候得者、即今格別之事件も相聞不申候、先承知仕候俟別紙申上候、併追々諸方へ之手続宜相成候間、追々諸藩之情実も相分り可申候（中略）別紙之通大夫（家老）へも被仰上被下度、且御覽後松崎良介・本多藏次郎両人へハ御見セニ相成候哉、是又奉希上候已上

六月廿五日認

武井逸之介

三間半二

原田九郎兵衛様（大目付）
松崎彦右衛門様（大目付）
細井権藏様（市大夫カ 大目付）
神原善四郎様（町奉行）
西松鋳五郎様（大目付助勤）
中野頼右衛門様（大目付助勤）⁽³³⁾

武井・三間が探索し、それを大目付に宛てている。また探索結果（「別紙」）は松崎・本多にも「御見セニ相成候」よう依頼しているのである。先にも述べたように、大目付は藩の政務評議に参加する役職である。武井・三間の探索結果が藩（国）元政策決定に反映されていたことは、後述する経過をみたとき、可能性が高いものと考えられる。なお、右の宛名のうち原田九郎兵衛・松崎彦右衛門・神原善四郎（政記カ）は「甲子の獄」で処分された経験がある。⁽³⁴⁾

第三は、「甲子の獄」以降江戸幽閉中であつた河合屏山の家老職復帰である。もつとも、河合が藩政に復帰する以前にも酒井忠邦の家督相続（五月二〇日）、新政府への戊辰戦争軍資金一五万両の献納完了（六月二五日）、というように、前節でみた内紛に見舞われながらも徐々に「朝敵」状態からの回復が進んでいた。そこにきて新政府弁事役所は、七月一三日藩主忠邦に對して「家督相続之上は向後不心得無之様国論一定」させるよ

表 「藩治職制」による姫路藩の重職者

職 制	姓 名	元役職	禄 高	関係事項
執 政	高須隼人	家 老	3,300 石	甲子の獄により江戸で軟禁
	河合屏山	〃	3,300	
	本多意気揚	〃	2,800	
同試補	久松数馬	家 老	1,000	娘は近藤薫の妻、甲子の獄で差控処分
	柴田左門		500 (600)	
	本多駅之助		470 (600)	
	永田祖武助		700	
	池内太久磨		470	
参 政	原田九郎兵衛		150 (400)	甲子の獄で慎処分
	利根川彦兵衛		120 (400)	
	中新井左右衛門		150 (400)	
	松崎彦右衛門		100 (400)	
	青木平蔵		300	
同試補			6 人扶持	剣隊組立で閉門（戊辰の獄）となった秋間重次郎の兄 文久3年、正親町公董率いる長州監察使に参加 父市太夫は130石、甲子の獄で10両7人扶持に家禄削減 甲子の獄で役罷免となった神原善四郎と同人カ
	生形半右衛門		350 (400)	
	荒木貢		500	
	細井甚左衛門		100 (300)	
	神原政記		150 (300)	
	天野善十郎		330	

* 『姫路市史』第四巻、p876 表 154 を適宜筆者加筆の上引用。

注) 荒木の関係事項は拙稿「幕末中央政局における姫路藩『河合—有志結合』の活動について」（『新兵庫県の歴史』1、2009年）、p12による。

注) 禄高のカッコ内は勤役中の加増高を示したもの。

う達を下したのだが、そこには「高須隼人（家老）・本多意気揚（同）・河合屏山三人之者至急令上京」めよ、との記述があった。⁽³⁵⁾ 同一七日には姫路藩から新政府へ「河合屏山義ハ当時江戸江罷越居候ニ付、早速呼寄可申旨之御届書」が差し出された。⁽³⁶⁾ また同二三日には、徒党を組み江戸へ至った藩士六名を藩内で処罰するよう弁事役所より達が下されたが、ここには「不容易義ニ付其方両人（高須・本多）并河合屏山申合、大義之アル処ニ随ヒ方向ヲ定メ」云々と指示する文言があった。この達のかで、六藩士の処罰については、「正邪文明人才登用一藩改正」の一環としての意義が与えられていた。すなわち、かような意義をもつ評議の場には必ず河合を含めなければならなかったのである。

以上のように、河合屏山の藩政復帰には新政府直々の指導が入っていた。河合は九月に入ってから帰姫、これによつて藩主忠邦および家老の高須・本多、そして河合が姫路に揃うことになった。一〇月二八日には「藩治職制」が公布され、従来の家老・年寄・大目付・留守居などの職は執政・執政試補・参政・参政試補と改編された。表に示した藩政要職の顔ぶれからは、五月から七月にかけての人事改編の影響を如実に読みとることができよう。

前節で明らかにしたこと、および右に述べた第一・第三の諸点にもとづいて、国元新体制の成立時における政治的特質を以

下にまとめる。

第一に、この新体制は〈本領安堵・家名存続〉を第一義的な目標として成立した体制であった。〈本領安堵・家名存続〉論とは、言い換えるならば、酒井家臣団による姫路藩領統治体制の維持、である。これを第一の目標に掲げ、藩内にありながらその目標達成を阻もうとする勢力Ⅱ〈所領返上・徳川家臣従〉論者を排斥していくなかで、この体制は生まれたのであった。

第二に、「国論一定」イメージを藩内外に示すため、「正義派」の家老河合屏山を実質的な主導者に戴いたこと、およびそれと幕末期の「河合―有志結合」を含む「甲子の獄」処罰者の藩政復帰が連動していたことである。なお、このときの河合の政治的立場はいかほど強力であったか。藤原前掲書によれば、当時藩主忠邦は幼少であり、家老については、大河内帯刀・内藤半左衛門は江戸に在って忠績に随従、高須隼人は前年暮に代替わりしたばかりの若年であり、本多意気揚は親河合であったとされる⁽³⁹⁾。そして河合は、この時六七歳であった。また、なにより河合は新政府の指導が入って藩政復帰したということも彼の立場を強くしたはずである。

以上二点が、「勤王派の政権」といわれている国元新体制の筆者なりの理解である。

二 姫路藩にとつての版籍奉還建白の意味

一八六八年（明治元）の十一月と一二月、姫路藩は当時政府がつっていた府藩県三治一致政策をさらに急進化させる建白を、二度政府に提出した。後述するように、六八年一二月の第二回建白には、翌年六月に挙行される版籍奉還のあり方となら遜色のない内容が盛り込まれていた。実質的に版籍奉還の建白は、六九年一月の薩長土肥四藩主版籍奉還上表に先行したものであったのである。

では、この版籍奉還建白は提出者の姫路藩にとつていかなる意味をもったのか。本章はこれを論じようとするものである。

（二）版籍奉還建白活動の主体

——河合屏山を中心とした慶応四年藩政復帰者グループ

姫路藩の版籍奉還建白がなされるまでの流れについては、一九〇二年（明治三五）に辻善之助（当時東京帝国大学史料編纂掛史料編纂員）が武井守正・近藤薫に対しておこなった聞き取りの記録（「姫路藩封土版籍奉還率先建議に関する談話」⁽⁴⁰⁾、以下「版籍奉還談話」と略記）から追うことができる。ただし、いうまでもなく本史料は後年の談話記録であり、また武井・近藤が旧藩の維新の「勲功」を双肩に担った存在であるということから

して、その利用には相当の注意が必要であるが、断片的に残されている一次史料と併用することによつて、この談話記録の「誤用」は避けられるであろう。

「版籍奉還談話」によれば、建白活動の主要な場は京都であり、そこでは当時三間半二・武井守正・近藤薫が「外交方」(「外交掛」として周旋活動をおこなっていたという。姫路藩が彼らの周旋活動を要した理由について、武井はつぎのように述べている。

其時吾々の主たる用事は、本領安堵を図らなければならぬ、朝敵と云ふことで十五万石は召上げられたさきりですから、其本領安堵を図らなければならぬ、今日から言ふたら運動と云ふやうなことです、其当時周旋の爲めに出て居つた。

「本領安堵」のためだ、と明言されている。周旋活動の具体的な様相については、これ以上述べられていないが、その目的に限っていえば、前章で論じたことと合致する。

三間・武井には、河端寅蔵という人物が「目付役」として付き添ふことになった。その理由を武井は、「三間半二と武井逸之介(守正)二人だけやつて置くのは幾らか危険であると云ふやうなことがあつた」からだ、と述べている。だが実際には、河端は「諸藩の者との交際もな」く、「始終下宿の留守番と云ふやうな訳で、三間と私と二人で「周旋活動を」やつて居つたやうなこと」であつたとされる。藩外人物との非公式かつ政治的な接触は、幕末段階からその経験を積み重ねた者のみがおこ

ないえたのであろう。

では、三間・武井らの周旋活動はいかにして版籍奉還の建白につながつていくのか。武井によれば、出京直前に河合屏山の宅にて、彼より「愈々王政復古になつた、王政復古になつたけれども之を真の王政復古にしなければならぬ、サウするには封建制を解いて全く郡県制と云ふことにしなければどうしても往かぬ。此三百諸侯が各々割拠して、此封建の姿なりで王政復古をしたからと云ふて決して王家に威権が帰すると云ふことは甚だ難しいから、是非郡県制にして大名と云ふものを無くして仕舞はねばならぬと思うがどうであらう」、と話をもちかけられたという。そして、「今日其様なことを言出した所が到底行はれる話ではないから、暫らく時期を見やうではないか。幸ひ君等が京都へ往くに付いて、田舎(姫路)に居つては其時期を見ることが難しいが、貴様アツチへ往つたら能く形勢に鑑みて、此所で言出さなければならぬと云ふ時期があつたら報道して呉れ」、との「委託」を受けたというのである。

武井らは在京中、建白のタイミングを「始終」うかがつていたという。その間彼らには、「表面は王政復古と云ふことになつて居るけれども、或は尚ほ大藩の中には覇王の野心がありはせぬかと云ふ疑ひが」あつた。「所が十月頃まで眺て居つたか一向サウ云ふことを見出さない。着々王家の事を図るのみで覇王心のある者などは少しも見へぬ。モウ是ならば慥かであるか

ら、此所が建議すべきときであらう、と考へた、とされる。

そうして、京都藩邸では、武井、近藤、および参政松崎彦右衛門により建白についての「密議」がおこなわれ、「郡県制」の建議提出への方針が固まった。一〇月には武井は行政官録事に出仕し、「朝廷の有様等には始終それまで注意をして居つた」甲斐もあつて、「愈々時期なり」と姫路に通達をしたところ、一月に姫路より公議人伊奈平八の署名による「建議書」がよこされた。この建議書は武井を経由して議政官へ提出されたという。

以上が「版籍奉還談話」に記された第一回建白までの経過である。これをふまえて、行論上の要点をつぎのようにまとめておく。

第一に、版籍奉還建白にいたる三問・武井らの周旋活動は、(本領安堵・家名存続)論実行の一環としておこなわれていたことである。これについては、前章でも一次史料を用いてすでに説明している。

第二に、建白に向けての活動は、国元新体制の中心的指導者である執政(藩治職制以前は家老)河合屏山を頂点として、三問・武井・近藤ら、幕末期の「河合―有志結合」に参加していたメンバーによつて担われていたことである。ちなみに、武井・近藤と京都で「密議」をしたという参政松崎彦右衛門は、前述した五月の「大転役」によつて藩政復帰した人物であることにも

注意しておきたい。

ただし、「版籍奉還談話」がいうように、河合屏山が藩政復帰当初の段階で「郡県制にして大名と云ふものを無くして仕舞はねばならぬ」とまで考えていたかは、多少の疑問がある。とくに検証の材料があるわけではないが、誇張や記憶の単純化があることは疑われる⁽⁴³⁾。

(二) 姫路藩版籍奉還建白の内容

——(朝―府県体制)下での大名家臣団による領域統治体制の安定化——
河合屏山個人の考えについてはこれ以上検証が困難であるが、少なくとも「版籍奉還談話」からは、国元新体制内の執政河合屏山を中心とした慶応四年藩政復帰者グループが周到な準備をふんで建白を提出したことがみてとれた。では、実際に建白ではどのようなことが主張されたか。あらためて詳細に検討してみたい。左に掲げるのは一一月に公議人伊奈平八より提出された建白書である。

王政御一新之御折柄、皇国御一体朝廷列藩氣脈相通し不申候半而者、御成功ニ茂被為及兼候御儀与乍恐奉存候、就而者府藩県之御制度ニ而者府県者自ら貫通仕候得共、藩之儀者藩々家法職制等区々ニ而自然隔絶仕、府藩県三治一致ニ歸し兼候通弊与奉存候ニ付、何卒藩之名称ヲ御改、都而是迄之府県与一般同軌ニ罷成、其上官之者者参朝ヲも被免、

大事件者伺之上裁決し、定例等之儀ハ便宜取扱候様相成候得者、自然御情意皇國中江貫徹仕、中興之御盛業被為遂候御儀ニも相運ひ可申哉と乍恐奉存候二付、不顧忌諱此段奉献言候、誠恐誠惶

酒井直之助公議人

伊奈平八⁽⁴⁾

まず、府藩県のうち、府県は政府直轄地であるので指示命令が行き届きやすいが、諸藩は家法・職制にバラつきがあるため、「府藩県三治一致二帰し兼」ねるとされる。その打開策として挙げられているのが、藩称廃止と旧藩上官の参朝、および旧藩での大事件の政府による直接裁決である。右に引用した文言をみるだけでも、この建白書が、一〇月二八日公布の「藩治職制」を意識して作成・提出されたことは明らかだろう。⁽⁵⁾そして同建白は、「藩治職制」で標榜された府藩県三治一致の理念をさらに急進化させるものであり、その理念は、姫路藩のみならず一般的にそうあるべきというニュアンスが込められていた。

藩称を廃止するという意見はたしかに急進的である。また「上官」という文言からは、藩政組織を大名家臣ではなく、官僚に担わせようとの意図が伝わってくる。こうしたことから、新体制を布いた姫路藩は、旧幕時代ほどに自律的な大名家臣団による藩領統治は続けられない、という覚悟を有していたと考えられる。

しかしながら、文面を読む限り、字義どおりの「版籍奉還」を実施する旨が述べられていないし、この建白に対する一二月三日付の新政府回答は「献言之趣今一層細密相認差出可申事」というものであった。

そこで一二月、二度目の建白が提出された。

府藩県御制度之儀二付、不顧僭越不敬鄙存之趣献言仕候処、猶一層細密申上候様御沙汰二付左ニ奉申上候

府県之儀者朝廷に諸藩人材御拔擢二而、上等官二者夫々官位等賜り専任仕候儀、別而府之儀者堂上方御任在職ニ罷成候儀二付、下情等一々上通仕、自然皇威貫徹仕候得共、藩之儀者自ら其藩々旧格職制等区々之上、地方ニより京師に百里二百里或ハ三、四百里茂隔居候二付、諸御布告筋等者相達候得共、何分暇隙僻郷之儀二付、風俗等固陋ニ而兎角朝廷之御情意通し兼候勢も有之候、是全土地之儀者朝廷に御預り申居候二不心付、銘々我土地与存居候旧習之心得違ひ有之候故、自然朝廷列藩之間隔絶之弊習茂相生し可申哉二乍恐奉存候、右二付今般御一新之廉を以一旦土地御引上ケニ相成改御預ケと申御沙汰ニ相成、藩之名称御改ニ而府県与被成申迄も無之候得共、兼而御布告之通門閥ニ不拘人材登庸任奉仕、其執政・参政等者輪番ニ而京師江相詰居、時宜ニより官位等茂賜り、大事件ハ参朝之上相伺裁決仕候様相成候ハ、皇領之府県与同一軌ニ罷成、自然御情意皇

國中え貫徹仕、乍恐中興之御偉業被為遂候御儀二茂相運ひ可申哉二奉存候二付、不顧忌諱此段再応献言仕候、誠恐誠惶

十二月

酒井直之助⁴⁷⁾

建白書では、中央政府（朝廷）と地方との関係について、つぎのように認識されている。朝廷直轄の府県には、諸藩や堂上方から拔擢された官僚が朝廷から派遣されており、朝廷との連係がよくとれているが、藩は土地によつては京都からかなり遠距離となる場合もあり、朝廷との「情意」が不通となりがちである。それというのも、諸藩（諸大名）がその領地を朝廷から預かっていることに気づいていないことによる、と。そこで打開策として提案されたのが、諸藩の領地をいったん「御引上ヶ二相成」り、朝廷より「改御預け」になるという処置である。これは紛れもなく版籍奉還の提案である。それに加えて、藩称廃止、人材登庸、執政・参政の輪番による京都滞在および彼らへの官位下賜、朝廷による諸藩の重大事件の裁決、といった事項についても提案されている。

実質的にこの一二月建白こそが「版籍奉還建白」と呼ぶにふさわしいであろう。同建白は、藩治職制に示された府藩県三治一致の方針をさらに急進化させるものであった。これが実現されれば諸藩が旧来もつていた自律性・割拠性は大幅に縮減されることに相違なかった。それゆえに、同建白はすでに全大名に

よる土地・家臣・財産の天皇（維新政府）への返上とそれによる強力な中央政府の確立を志向していた伊藤博文⁴⁸⁾の目に止まることになった。当時兵庫県知事（初代）であった伊藤は、姫路藩建白を勅許し、諸藩の「土地兵馬之権」の奉還を一斉に行うこと、またそれを促進するべく、藩主忠邦を「公卿ノ列ニ加」えることなどを政府に建白した⁴⁹⁾。ちなみに、当時兵庫県権判事であった田中光顕も、輔相岩倉具視に対し伊藤の右の建白を容れるよう促した上書のなかで、「今日姫路之一論あり、願クハ此好機を不被為失断然たる御所置を以三百諸侯之兵権拳而朝廷ニ帰せしめられ度」と述べている⁵⁰⁾。

だが、同建白は他方で諸藩より朝廷へ預けられた領地は再度諸「府県」＝旧藩へ預けられるとしている点からして、大名家臣団の解散まで提言しているわけではない。そうした意味でこの建白は、藩を体面上府県と同一化することによつて、従来の大名家臣団による領域統治体制を幕藩体制ならぬ「朝―府県体制」のもとで安定化しようとするものであったといえよう。

（三）姫路藩版籍奉還建白の採用過程からみえてくる政治的意図

しかしながら、姫路藩の二度の建白を尻目に、一八六九年一月二〇日、薩長土肥四藩主による版籍奉還上表が政府に容れられることになった。

これを受けて姫路藩は早速一月二八日付、藩主酒井雅楽頭名

義で「昨冬中府藩県之儀」の「建言」の採用を願ひ出た。⁽⁵⁾この願書には「先頃来同様之旨献言仕候藩々茂往々有之趣伝承仕候、右藩々献言之旨趣御採用ニ相成候節ハ奉申上候ニ茂不及儀与者奉存候得共、同様之御沙汰被成下候様仕度」との文言があつた。薩長土肥の上表が採用されたのに、なぜ自藩は黙殺されているのか、という意識が透けてみえる。この願書に対して、政府は付箋で「其方献言之趣意、頃日諸藩ヨリ建白之意味ト致相違候間御沙汰無之事」とごく短い回答を与えるに止まつた。⁽⁶⁾そこでまたしても、姫路藩は二月に酒井雅楽頭名義で願書を提出した。

酒井雅楽頭上表写

昨冬十一月中府藩県一般一治之儀ニ付不憚忌憚献言仕候処、猶一層細密可申上旨御沙汰ニ付、同十二月中封土版籍一旦御引揚被遊改テ御預ケト申御沙汰ニ相成候ハ、普天王土之儀明白仕御情意皇國中へ貫徹可仕儀、不顧鄙存縷々奉言上置候処、過日以来版籍返上之藩々有之、不図献言之趣ニ暗合仕候ニ付テハ、右献言御採用被成下候儀ニ候ハ、私藩版籍之儀モ外同様之振合ニ被仰付候儀哉ト奉存過日出願仕候処、趣意相違之儀御附紙ニテ御下ニ相成、其段何共恐入候次第第二御座候工共、全右献言仕候心底素ヨリ版籍奉還之覚悟ヨリ出候儀ハ今更申上候迄モ無御座候間、今般改テ版籍奉還奉願候、宜御執奏被下度此段奉願候、誠恐誠惶

敬白

二月

弁事御中⁽⁵³⁾

酒井雅楽頭

すなわち、姫路藩は今までに六八年十一月、一二月と二度にわたり版籍奉還の建白を提出してきた。建白は心底からのものなので、「過日以来版籍返上之藩々」と同様に許可されたい、という願ひ出である。ちなみにこの願書は当時公刊されていた『太政官日誌』に掲載された。このことは、政府としても姫路藩より過去二度の建白があつたことを認め、その事実が当時として公に知らされたことを意味するものであり、注目に値しう。

ここで考えたいことは、なぜ姫路藩は建白の採用にこだわつたのか、その際に他藩の動向を常に気にしているのはなぜか、である。これは姫路藩にとつての版籍奉還の意味を考えることにもつながるだろう。

左に掲げるのは前掲六九年二月藩主願書が提出された背景について知りうる史料である。これは、在京中の公議人その他が国元の執政・執政試補・参政・参政試補に宛てた書簡とみられる。

以手紙致啓上候、然者既二日誌ニ茂相著候通、^a薩長土肥版籍奉還願出候後、先頃来諸藩同様願出候趣ニ付、過日別紙之通御懇願書御差出ニ相成候処、御附紙之通御沙汰被仰出候ニ付、岩下門脇等江及内談ニ候処、尚別紙之通御願書至

急差出ニ相成候方可然旨申聞候、尤右御願書御差出之儀ハ
不容易事件ニ付、篤与御相談を歴候上御差出ニ可相成筈上、
上江相伺候処別ニ思召茂無御座候ニ付、今日不取敢御差出
ニ相成申候、此段急便を以得御意候已上

二月十五日 青 木 平 蔵 中新井埜右衛門

永田祖武助 久松 数馬

高須 隼人様 河合 屏山様

本多意気揚様 柴田 左門様

本多驛之助様 池内太久磨様

原田九郎兵衛様 利根川彦兵衛様

柴田左司馬様 荒 木 貢様

細井甚左衛門様 神 原 政 記様

天野 善十郎様 (※差出・宛名とも原文一段書)

猶以今日御差出ニ相成候御願書為心得爰許一統江及触達ニ
候、此段得御意候

一別紙御願書御差出ニ相成候上者、雷同相願候諸藩与ハ別
格之御取扱ニ相成候様可致尽力旨門脇等申聞候、此段為

念申置候已上⁵⁴⁾

傍線部 a にある「御懇願書」とは前掲一月二八日付の藩主願
書であり、「御附紙之通御沙汰」とはそれへの付箋回答のこと
を指している。同願書を却下する旨の回答を受けて、青木平蔵
らは門脇正造（綾造、当時議政官弁事、鳥取藩出身）、岩下佐次

右衛門（方平、当時刑法官に出仕、薩摩藩出身）と「内談」、そ
こで再度「別紙之通御願書」を提出するよう指導を受けた。「別
紙」は本史料には添付されていなかったが、これは先ほど引用
した二月藩主名義願書を指しているとも見て間違いないだろう。
本史料で登場する岩下は元兵庫裁判所判事であり、姫路藩の重
臣より本領安堵・家名存続の歎願書を提出されたことがある⁵⁵⁾。

また門脇は、武井守正が第一回建白を提出した相手であり、一
章の（一）で触れた忠績・忠悖義絶問題の際に武井からの相談
に乗った相手でもある⁵⁷⁾。武井は先述のとおり、当時すでに新政
府に出仕していたが、彼は姫路藩の代表者として門脇と同じ、
これをもつて新政府と姫路藩との間のパイプとしていたことが
察せられる。そしてこの門脇は、傍線部 b にあるように、「雷
同相願候諸藩与ハ別格之御取扱ニ相成候様可致尽力旨」を青木
らに約束したのであった。

裏を返すと、姫路藩は版籍奉還建白のなかで藩称廃止、領地
の一旦返上、とはいいいながらも、他藩に先駆けて建白したこと
に対する何らかの「別格之御取扱」を政府に対して望んでいた
ことが右の書簡から窺知されるのである。

「別格」の扱いとは何か。残念ながら直接的に教えてくれる
史料は今のところ不明である。可能性としては、元年末段階か
ら政府内で議論が始まっていた賞典禄⁵⁶⁾の獲得、あるいは伊藤博
文が建白への見返りとして政府に要望した藩主忠邦の公卿化が

考えられるであろう。これらはいずれも、仮に実現すれば姫路藩の国家的貢献度の高さを客観的に示すことができるものである。元朝敵藩から一挙に有功藩へと転じることが可能となるのである。

以上のことに鑑みると、姫路藩の一連の行動は、〈本領安堵・家名存続〉論を政府の府藩県三治一致政策に調和（むしろそれを急進化させる形で）させようとする姫路藩国元新体制の政治的戦略の具現化と評価できよう。

なお、二月の藩主願書に対しては、同月行政官より「尚東京御再幸之上会議ヲ経公論ヲ被為竭」てからとしながらも、「版籍之儀ハ一応取調可差出」し、との達が下された⁽⁶⁾。事實上、版籍奉還の聴許が「予約」されたことを示している。門脇・岩下への働きかけが効を奏したのだと考えられる。最終的な聴許は、公議所での郡県・封建論議や宮公卿諸侯中下大夫上士への国是諮詢などを経た、六月一八日のことであつた⁽⁷⁾。

おわりに

本論で明らかにしたことをまとめておく。

一八六八年一月の姫路城開城以後、姫路藩内では江戸の酒井忠績・忠惇を中心とする〈所領返上・徳川家臣従〉論と姫路国元による〈本領安堵・家名存続〉論との対立があつた。彼我の

政治的な実力では後者が前者を圧倒し、同年九〜一〇月頃、〈本領安堵・家名存続〉を第一義的な目標とした国元新体制が成立した。この体制を牛耳つたのは、河合屏山を中心とした「甲子の獄」からの藩政要路復帰者であつた。彼らの掲げた〈本領安堵・家名存続〉論とは、換言すれば酒井家臣団による姫路藩領統治体制の維持、であつた。またこの目標を藩外交渉の面から成し遂げるべく活動したのは幕末期に「河合」有志結合の一員として周旋活動にあたつた家臣たちであつた。

こうした国元新体制によつて、六八年二月と二月の二度、版籍奉還建白が提出された。とくに二度目の建白は、領地の一時的返上や藩称廃止をうたつており、政府のとする府藩県三治一致方針をさらに急進化させるものであつた。だが、同時にこの建白は、諸藩より朝廷へ預けられた領地は再度諸「府県」旧藩へ預けられるという論理を有しており、大名家臣団による領域統治の撤廃まで提言しているわけではなかつた。また姫路藩における率先建白の政治的意図は、他藩とは「別格」の扱いを政府より受けようとするものであつた。姫路藩の版籍奉還建白とは、藩を体面上府県と同一化することによつて、従来の大名家臣団による領域統治体制を幕藩体制ならぬ〈朝—府県体制〉のもとで安定化しようとするものであつた。さらに、これをよる姫路藩の立場に引きつけていうならば、〈本領安堵・家名存続〉論を政府の府藩県三治一致政策に融合させることにより、諸藩

連合勢力のなかでの同藩の政治的地位を上昇させようとするものだったのである。

また最後に、姫路藩が版籍奉還建白のなかで「藩」という名称の存続にこだわらなかったことには、あらためて注意しておきたい。思うに、この建白には、領域統治に従事しうるメンバーシップを従来どおり「酒井家臣団」のもとに維持できるならば、その属する組織が制度上・形式上府や県に変わっても問題ない、という意図が込められていたのではないだろうか。そうだとしたら、姫路藩は一八六八年十一月の段階で、旧態依然とした大名領主制でも、純然たる官僚制的府県制でもない、きわめて過渡的な「藩」制を構想するにいたっていたことになる。このことは、幕府の倒壊から廃藩置県にいたる歴史過程のなかでいかなる意味をもつだろうか。今後検討したい。

註

- (1) 『姫路市史』第四巻本編近世二、第十章。
- (2) 藤原龍雄『姫路城開城』(神戸新聞総合出版センター、二〇〇九年)。
- (3) 芥田家所蔵「伊奈平八文書」の伝来については、藤原龍雄「江戸幕府最後の大老酒井忠績の跡目相続に関する諸問題」(『播磨学紀要』一七、播磨学研究所、二〇一三年)のなかに詳しい解説がある。
- (4) 拙稿「書評 藤原龍雄『姫路城開城』」(『神戸大学史学年報』二五、二〇一〇年)。
- (5) 藤原前掲書、一八一頁。
- (6) 日本近代の幕末維新史叙述における勤王派概念の史的問題性につ

いては、拙稿「旧藩勤王派中心史観」の成立と展開」(『神戸大学史学年報』二六、二〇一一年)を参照のこと。

- (7) 藤原前掲書、二六一頁。
- (8) 奥村弘「近代地方権力と『国民』の形成——明治初年の『公論』を中心に——」(『歴史学研究』六三八、一九九二年)、宮地正人『幕末維新変革史』下(岩波書店、二〇一二年、一五七～一六〇頁)。
- (9) 原口清「藩体制の解体」(『岩波講座日本歴史一五 近代(2)』岩波書店、一九六二年)、二三頁、同『戊辰戦争』(塙書房、一九六三年)、二五三～四頁、同『日本近代国家の形成』(岩波書店、一九六八年)、五〇～二頁。
- (10) 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館、一九九五年)、八七～九頁、同『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)、八七～八頁。
- (11) 原口前掲『日本近代国家の形成』、五一頁。なお、松尾氏も同じような評価を与えている(松尾前掲『廃藩置県の研究』、二〇頁)。
- (12) 前掲『姫路市史』における当該部分の執筆者・山崎隆三氏の考察の重点は、なぜ姫路藩版籍奉還建白が新政府に受け入れられなかったか、ということに置かれている。ちなみに氏は、その理由を、薩長土肥四藩主版籍奉還上表にある「海外各国と竝立」という文言が姫路藩のそれにはなかったからとしている。
- (13) なお、姫路藩における一八六七年(慶応三)一〇月一四日の大政奉還から翌六八年(明治元)一〇月ごろまでの事実経過については、藤原前掲書がほとんど余すところなく叙述している。本稿では、藤原氏が明らかにした諸事実のうち、筆者独自の見解を付け加える必要があると判断したものについて、重点的に論じることにはしたい。
- (14) 『復古記』第一冊(内外書籍、一九三〇年)、七九六～七頁。
- (15) この事実自体は従来の研究でもよく知られている。一例として原口・松尾両氏の前掲諸論考を参照のこと。

- (16) 慶応四年三月二日付兵庫裁判所判事岩下佐次右衛門(方平)宛 姫路藩重臣歎願書(東京大学史料編纂所蔵「酒井忠邦華族家記」以下「家記」と略記)。なお、これ以外にも新政府軍に対する歎願書は出されているが、それらにおいても「主人所領之土地人民」(「家記」慶応四年一月二二・二四日条)や「家名存続人民撫育」(同上、慶応四年一月二四日条)の寛典が乞われている。
- (17) ここでいう「領民」はそのまま「語の領民ではなく、領」(所領)と「民」(領民)を併せもった語であると筆者は判断している。
- (18) これらの歎願に所領安堵・家名存続の意図があつたことは藤原前掲書も事実レベルで指摘している。
- (19) 東征大総督有栖川熾仁宛酒井忠績(閑亭)歎願書(写)、「日記」慶応四年五月五日条(姫路市立城郭研究室蔵「酒井家史料」A—三二二)。
- (20) 「家記」慶応四年六月八日条。
- (21) 以上の理解については、水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』(山川出版社、一九八七年)、笠谷和比古『主君「押込」の構造』(平凡社、一九八八年)、鈴木正幸『国民国家と天皇制』(校倉書房、二〇〇〇年)を参照。
- (22) 藤原前掲書、一九二頁。ちなみに養子直之助は支藩伊勢崎藩主酒井忠強の弟である。藩論が分裂するなかで、江戸の忠績・忠悌に代わって国元側が擁立した『姫路市史』第四卷本編近世二、八六一頁。
- (23) 姫路市立城郭研究室蔵「酒井家史料 明治二年」写真版。
- (24) 明治二年九月七日付松崎彦右衛門・細井甚左衛門宛岩橋辰三・片山半兵衛書簡(「伊奈平八文書」五一五—一六三—二)。
- (25) 藤原前掲書、二四四—五頁。
- (26) 同右書、二四五頁。
- (27) 拙稿「幕末中央政局における姫路藩『河合—有志結合』の活動について」(『新兵庫県の歴史』一、兵庫県県政資料館、二〇〇九年)。
- (28) 「伊奈平八文書」五一五—一六—四。
- (29) 妹島治作所蔵文書「慶雲日録」慶応四年五月一三日条(藤原前掲書、付録1にて活字化されたものを引用、以下同様)。ちなみに、このときの人事刷新を、藤原前掲書は「勤王派の復権」と表現している(二八二—四頁)。本稿ではここでの人事の変更が大目付職に集中的にみられたこと(後述)をふまえて、再評価を試みたい。
- (30) 「慶雲日録」慶応四年五月一日条。
- (31) 同右、慶応四年五月四日条。
- (32) 前橋市立図書館蔵「本多正知略歴」。
- (33) 「伊奈平八文書」五一五—一六四—五。
- (34) 『姫路市史』第四卷本編近世二、八七五—六頁。
- (35) 「家記」慶応四年七月一三日条。この事実自体は藤原前掲書、二二六—七頁でも言及されている。
- (36) 同右、慶応四年七月一七日条。
- (37) いわゆる姫路藩「戊辰の獄」の嚆矢である。処罰には数度の段階があり、全ての処罰が終了したのは一八七〇年(明治三)七月のことであった。処罰者総数は、判明しているだけでも七五名、実際にはその倍ではないか、と言われている(『姫路市史』第四卷本編近世二、八六四—八七四頁)。
- (38) 「家記」慶応四年七月二三日条。
- (39) 藤原前掲書、二三〇頁。
- (40) 前注(23)「酒井家史料 明治二年」。
- (41) これらの史料における政治的バイアスの問題については、前掲拙稿「旧藩勤王派中心史観」の成立と展開」を参照されたい。
- (42) 近藤が「史生外交掛」に任命されたのは九月二七日であつたとき(前掲「版籍奉還談話」)。

(43) とはいえ、姫路藩における郡県論の思想的系譜については、今後なおも検討する必要がある。現時点では、藩儒の菅野白華の起草によると伝えられている（藤原前掲書、二四七頁）。

(44) 国立公文書館蔵「上書建白書・建白留 明治元年十一月〜明治二年三月」本館一A—〇三一—〇八。この史料は『明治建白書集成』一、一五九〜一六〇頁にも収録されている。

(45) 例えば、藩治職制にはつぎのようなくだりがある。「天下地方、府藩県之三治ニ帰シ、三治一致ニシテ御国体可相立、然ルニ藩治之儀ハ、従前其家之立ルニ随ヒ、職制区々、異同有之候ニ付、今後一般同軌之御趣意ヲ以テ、藩治職制大凡別紙之通、可相立旨被仰出候事」（『復古記』第八冊、七一五〜六頁）。

(46) 前注(44)「上書建白書・建白留 明治元年十一月〜明治二年三月」。

(47) 「姫路藩主酒井忠邦建言書」（東京大学史料編纂所蔵「大日本維新史料稿本」ME二二八—〇〇一—二二）。ちなみに、この二度目の建白の具体的な作成・提出過程については、史料制約により、よくわからない。ただ、建白の内容からみても、一度目の作成・提出主体と総替わりしているとは考え難いであろう。

(48) 松尾前掲『廃藩置県の研究』、二二〜三頁。

(49) 「伊藤博文意見書」（日本史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』八）。また、伊藤博文が姫路藩版籍奉還建白を知るにいたった経緯については、後年の彼の講演録である「本邦憲法制定ノ由来」（『国家学会雑誌』第一二三号、一八九七年五月）も参照のこと。

(50) 明治二年正月日付岩倉具視宛田中光顕書簡（佐々木克・藤井譲治・三沢純・谷川穰『岩倉具視関係史料』上、思文閣出版、二〇一二年、二五二〜三頁）。

(51) 「姫路藩主酒井忠邦願書 弁事宛」（大日本維新史料稿本「ME二二八—〇〇三—五」）。

(52) 前注(12)でもふれたが、山崎隆三氏はこの却下の理由についてつぎのように述べている。すなわち、このとき政府は「まだ攘夷論が強く残っていた不安定な情勢のなかで、『海外各国と竝立』（これは攘夷論とは対立する理念——原文）」（『姫路市史』第四卷本編近世二、八八〇頁）という理念を公然化したかったが、姫路藩版籍奉還建白はそれを語っておらず、薩長土肥四藩主上書にはそれがあつた、ゆえに後者が採用となつた、とされる。

氏の見解の当否を史料的に検証することは難しい。だが、本当にそれが却下理由だったとしたら、政府側から姫路藩に対して「海外各国と竝立」云々の文言を建白書に挿入するよう指導すればよかったのではないか。ところが政府は、「猶一層細密」に申し上げるとか、「頃日諸藩ヨリ建白之意味ト致相違候」とかというように、却下の理由を曖昧にしか告げなかったのである。山崎氏自身、政府は例の文言を「四藩上書に表明させて（中略）それを受納するという形をと」（同書、八八〇頁）つた、と述べられているが、それではなぜ姫路藩に対してはそのような「形」をとらなかったのか。なぜ薩長土肥だったのか。かように考えていくと、武井守正による「〔版籍奉還の〕功績を姫路に帰すということを忌んで、薩長土肥の功とせんがためにそういうことにしたのであるまいか」（前掲「版籍奉還談話」という推測も、あながち間違いとはいえないように思う。

(53) 石井良助編『太政官日誌』第三卷（東京堂出版、一九八〇年）、九九〜一〇〇頁。

(54) 「伊奈平八文書」五一五—九一。

(55) 前注(16)慶応四年三月二日付兵庫裁判所判事岩下佐次右衛門（方平）宛姫路藩重臣歎願書。

(56) 前掲「版籍奉還談話」。

(57) 前注(24)明治二年九月七日付松崎彦右衛門・細井甚左衛門宛岩

橋辰三・片山半兵衛書簡。

(58) 賞典禄については、下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店、一九七六年）、第三章第三節を参照。

(59) 前注(49)「伊藤博文意見書」。

(60) 「行政官達 酒井忠^{マヤ}惇宛」(『大日本維新史料稿本』ME二八—〇〇二八九)。

(61) 『兵庫県史』史料編幕末維新二、三〇頁。

〔付記〕本稿完成直後、藤原龍雄氏の前注(3)論文「江戸幕府最後の老酒井忠績の跡目相続に関する諸問題」に接した。新史料「伊奈平八文書」の分析をもとに、一八六〇年(万延元)における酒井忠績跡目相続問題に関する新事実を明らかにした好論である。同論文によれば、忠績の本来の出自は旗本であり、跡目相続の際、家臣団からはその家格の低さが懸念されていたという。近年、幕末の徳川政権研究が盛んであるが、それらの研究は大老忠績を譜代大名主導の幕政への回帰を望む「復古派」と理解している(久住真也『長州戦争と徳川将軍』岩田書院、二〇〇五年、奈良勝司『明治維新と世界認識体系』有志舎、二〇一〇年)。こうした忠績の「復古」志向や本稿で明らかにした〈所領返上・徳川家臣従〉論への意識過程を知るうえでも、藤原前掲論文は非常に貴重な成果といえる。ぜひ参照されたい。

なお、本稿で使用した「伊奈平八文書」は現在兵庫県立歴史博物館に寄託されている。末筆ながら、同史料の所在をご教示いただいた藤原龍雄氏と、閲覧を許可していただいた原所蔵者の芥田博司氏には心から御礼を申しあげます。